

かみいしづ緑の村公園活性化計画

岐阜県大垣市

令和7年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	かみいしづ緑の村公園活性化計画				
都道府県名	岐阜県	市町村名	大垣市	地区名(※1)	上石津町
				計画期間(※2)	令和7年度～令和8年度

目 標 : (※3)
地区を代表する緑の村公園に、キャンプ場を設けるとともに、地域の農産物を活用したレストランや農産物直売所、地域産木材を体験できる木工教室や体験農園などを整備することにより、観光客等の増加と滞在時間の増加を推進し、都市住民との交流促進による地域の活性化を図ります。 具体的な数値目標としては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、平成30年度の来園者数33,102人が令和2年度には19,692人に減少しました。その後、令和5年度には24,683人と増加に転じましたが、平成30年度の水準には達していません。令和6年3月に策定した大垣第3期観光戦略指針では、令和10年度の目標を平成30年度程度としており、その数値に順次回復を目指します。交流人口（来園者数）の増加を目指し、区域外から今後3年間（令和9～11年度）期間平均の目標を約8,400人とします。また、地元農産物等の販売を強化し、現状から393千円の売上増加を目指し、農業所得の増進を図ります。さらに、地元農産物を活用したレストランのメニューを新たに年間で3品開発します。

目標設定の考え方
地区の概要： 大垣市上石津町（以下、「当地域」という。）は、岐阜県の西南端に位置し、南は三重県、西は滋賀県、北は関ヶ原町・垂井町、東は養老町と接しています。当地域の中央を国道365号が南北に縦断し、名神高速道路関ヶ原インターチェンジや養老スマートインターチェンジにも近接しているなど、中京圏や近畿圏の大都市圏へのアクセスにも恵まれています。地勢は、西に鈴鹿山系、東に養老山系と標高800m前後の山々に囲まれ、町の中央を縫うように牧田川が南北に貫流し、盆地型を呈しています。土地利用については、当地域の総面積約123㎢のうち、山林が約86%を占め、農地が5%、宅地が2%となっています。 平成30年度からは、地域の農業生産者などが協議会を設立し、特産品開発に取り組んでいます。現在までに20品を開発し、特産品を使った料理方法などをYouTubeで配信するなど、販路拡大に努めています。当地域には、上石津町を代表する施設として昭和58年に開設された緑の村公園があり、豊かな自然と美しい緑に親しむ場として、都市と農村との交流を進めてきました。
現状と課題 当地域には、大垣市かみいしづ緑の村公園、日本昭和音楽村、多良峡森林公園など魅力的な観光施設が充実しており、コロナ禍前は毎年20万人以上の観光客が訪れる賑わいを見せていました。しかし、令和5年度に入りコロナ禍が落ち着きを見せても、以前のような活気は戻っていません。理由としては、田植え体験やそば打ち体験など、地域の農産物を活かした体験活動が日帰りを中心に楽しまれている一方で、地域の旅館や飲食店の廃業が相次いでいることが挙げられます。結果、豊かな自然を満喫できるような滞在型の宿泊体験が難しい状況となっています。また、地域の人口は平成25年の5996人から令和5年には4784人にまで減少しており、地域全体の活力の低下も懸念されます。さらに、魅力的な農産物や特産品が存在するにも関わらず、その知名度の低さや取り扱う店舗の少なさから、販路拡大が課題となっています。
今後の展開方向等(※4) 当公園を地域活性化の中核と位置づけ、本年より指定管理者を民間企業による運営に変更いたしました。市は指定管理者をはじめとする地元関係者と協議を重ね、今後の公園の在り方について検討を進めてまいりました。 当公園は名古屋圏からのアクセスが良く、西濃エリアを代表する里山体験が魅力のプレイパークです。今後、子どもから大人まで幅広い世代にとって居心地の良い「里山体験パーク」を目指してまいります。具体的には、食育、火育、木育、アウトドア育脳などの非認知能力開発を促進するプログラムを強化し、交流人口の増加と滞在時間の延長を図ります。都市部からの来園者を対象に、地域で既に実施されている田植えや稲刈り、そば打ち体験などと連携したキャンプ場やイベント広場の整備を行います。これらの体験を通じて非日常的な時間を楽しんでいただくとともに、地域への滞在期間を延長し、都市と農村の交流を促進します。さらに、平成30年から開発を進めてきた特産品や地域で収穫された野菜などを販売する農産物直売所を、四日市港と北陸を結ぶ国道365号線沿いに設置します。併せて、新たに体験農園を整備し、交流人口の増加を図ります。また、体験農園で収穫した農産物や地域の農産物を活用したレストランも整備します。これらの施設を通じて地域の魅力を発信し、販路拡大、地域の収入増加、雇用創出を目指します。

【記入要領】

- ※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- ※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、3年から5年程度の期間を限度として記載する。なお、農用地保全事業により農用地等の省力的かつ簡易な管理又は粗放的な利用を行う等の場合にあっては、地域の実情に応じた期間を記載する。
- ※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- ※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。
また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業（※1）

市町村名	地区名	事業名（事業メニュー名）（※2）	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニ・ホの別(※3)	備考
大垣市	上石津町	農林漁業・農山漁村体験施設（㉗農林漁業・農山漁村体験施設）	大垣市	有	ハ	
		地域資源活用総合交流促進施設（㉘地域連携販売力強化施設）	大垣市	有	ハ	
		地域資源循環活用施設（㉙自然・資源活用施設）	大垣市	有	ハ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務（※4）

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業（施行規則第2条第3項）（※5）

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項（※6）

--

【記入要領】

※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業については、備考欄に「区域外で実施」と記載するほか、活用する農地法等の特例がある場合はその種類についても備考欄に記載する。

※2 「事業名（事業メニュー名）」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあっては、交付金交付に係る実施要領に記載されている交付対象事業の「事業名」とあわせ、（ ）書きで、「事業メニュー名」を記載すること。

※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニ・ホの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニ・ホのいずれかを記載する。

※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の（1）の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段（1）及び（2）の事業に関連して実施する事業を記載する。

※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域（※1）

上石津地区 かみいしづ緑の村公園（岐阜県大垣市）	区域面積（※2）	12,300ha
区域設定の考え方（※3） ①法第3条第1号関係： 上石津町の土地構成は全面積約123平方キロメートルのうち、農用地が約6平方キロメートル、山林が約105平方キロメートルとなっている。 全面積に占める割合について、農用地が約5%、森林が86%で約9割が農林地である。 また、全就業者数2415人に対して、農林漁業従事者数677人の割合は約3割である。 ②法第3条第2号関係： 上石津地域の人口は、令和6年3月末時点で4,784人と、平成26年3月末時点の5,996人から10年間で約20%（1,212人）減少し、人口減少に歯止めがかからない状況が続いています。 そこで、地域を代表する「かみいしづ緑の村公園」に農産物直売所や地元農産物レストランなどを整備し、潜在的な顧客を呼び込むことで、生産者の出荷先や量の確保、農業所得向上、地域資源の高付加価値化、魅力の発信による需要拡大などを推進します。さらに、キャンプ場や交流広場を整備することで、交流人口の増加など、地域の活性化を図ります。 ③法第3条第3号関係： 当該地区は旧上石津町としており、市街化区域、都市計画法に基づく用途地域を含んでいない。		

【記入要領】

- ※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- ※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- ※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 活性化事業の実施に関する事項

該当なし

(注) 農地法、農振法、都市計画法の特例措置を必要とする場合に記載すること。

(注) 権利の移転等を伴う農地転用等の場合には、「10 農林地所有権移転等促進事業に関する事項」を記載し、別途「所有権移転等促進計画」を作成すること。

1 活性化事業の用に供する土地に関する事項（※1）

土地番号	土地の所在	地番	地目		面積	土地利用区分（※2）		特例措置（※3）	備考
			登記簿	現況		農用地区域の 内外	市街化調整区 域の内外		

2 施設の整備の内容

施設番号	種別（※4）	施設の種類	（当該施設が農 振法上の農用地 等に該当する場 合は○）	規模・用途等（※5）	土地番号 （土地の所在）（※6）	備考

【記入要領】

※1 活性化事業の用に供する土地について記載すること。

※2 活性化事業の用に供する土地の一部又は全部が農用地区域内に存する場合には、「農用地区域の内外」欄に「○」を記載すること。

また、活性化事業の用に供する土地の一部又は全部が市街化調整区域内に存する場合には、「市街化調整区域の内外」欄に「○」を記載すること。

※3 「特例措置」の欄には、農山漁村活性化法の規定により適用を受ける特例措置の法律名及び条項を記載すること。具体的には、「農地法第4条第1項」、「農振法第15条の2第1項」、「都市計画法第29条第1項」又は「都市計画法第43条第1項」のいずれか該当するものを記載すること。

※4 「種別」には、新築、改築、用途変更の別を記載すること。

※5 「規模・用途等」には、建築面積及び施設の使用目的を記載すること。

※6 「土地番号（土地の所在）」は「1 活性化事業の用に供する土地に関する事項」の対応する「土地番号」を記載すること。

5 活性化事業の用に供するため農地を農地以外のものにする場合の記載事項

該当なし

(注) 農地法第4条に係る特例措置を必要とする場合に記載すること。また、「(別添1) 農地法の特例措置」を添付すること。

1 概要

転用の時期(※1)	
転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要(※2)	

2 省令第7条各号の要件に該当する旨及びその理由

(注) 省令第7条第1号に該当する旨及びその理由のみ記載すればよい。

(注) 農用地区域からの除外を要さない場合、記載は不要である。

「4 活性化事業の実施に関する事項」に記載した土地のうち、土地番号①について(※3)

		規則第7条第1号に該当すると判断した理由
規則第7条第1号イ		
規則第7条第1号ロ		
規則第7条第1号ハ		
規則第7条第1号ニ		
規則第7条第1号ホ		
規則第7条第1号ヘ	(1)	
	(2)	
規則第7条第1号ト		

3 その他参考となるべき事項

--

【記入要領】

- ※1 「転用の時期」には、「（別添1）農地法の特例措置」の3の（3）の記載事項を簡潔に記載すること。
- ※2 「転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要」には、「（別添1）農地法の特例措置」の5の記載内容を転記すること。
- ※3 当該活性化事業の用に供する土地毎に記入することとし、「4 活性化事業の実施に関する事項」の土地番号との整合を図ること。

（添付書類）

以下の書類を添付すること。

- （1）当該活性化事業の用に供する土地の位置を示す地図及び当該土地の登記事項証明書（全部事項証明に限る。）
- （2）当該活性化事業により施設の整備を行う場合にあっては、当該施設及び当該施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面
- （3）当該活性化事業の用に供する土地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合には、その同意があったことを証する書面
- （4）当該活性化事業の用に供する土地が農用地区域内の土地であるときには、そのことを明らかにする図面
- （5）当該活性化事業の用に供する土地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から三十日を経過してもなおその意見を得られない場合には、その事由を記載した書面）
- （6）その他参考となるべき書類

※ 都道府県知事等の同意手続が無い場合（指定市町村が活性化計画を作成する場合、都道府県が活性化計画を作成する場合（指定市町村と共同で活性化計画を作成しない場合を除く。）にも特例を講じるために必要な書類であることから、同意に際して提出する必要はないが、用意すること。

6 活性化事業の用に供するため開発行為（農振法第15条の2第1項）を行う場合の記載事項

該当なし

1 活性化事業の用に供する土地を農用地等以外の用に供する場合の記載事項

（1） 「4 活性化事業の実施に関する事項」に記載した土地のうち、土地番号①について（※1）

		規則第7条第1号に該当すると判断した理由
規則第7条第1号イ		
規則第7条第1号ロ		
規則第7条第1号ハ		
規則第7条第1号ニ		
規則第7条第1号ホ		
規則第7条第1号ヘ	(1)	
	(2)	
規則第7条第1号ト		

（2） その他参考となるべき事項

--

2 活性化事業の用に供する土地を農用地等の用に供する場合の記載事項

(注) 農振法第15条の2第1項に係る特例措置を必要とする場合に記載すること。また、「(別添2) 農振法の特例措置」を添付すること。

1 工事予定年月日	着手 年 月 日 ~ 完了 年 月 日
2 農用地等としての利用を困難にしないための措置の概要(※2)	
3 防災措置の概要(※3)	
4 その他参考となるべき事項	

【記入要領】

※1 当該活性化事業の用に供する土地毎に記入することとし、「4 活性化事業の実施に関する事項」の土地番号との整合を図ること。

※2 「農用地等としての利用を困難にしたいための措置」欄には、開発行為後の土地農用地等の用に供する場合にあって、農用地等としての利用を困難にしないための措置の概要を記載すること。

※3 「防災措置の概要」欄には、活性化事業に係る開発行為により周辺の農用地等に土砂が流出し又は崩壊する等により災害を発生させるおそれがある場合に、それを防止するための措置を記載すること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

(1) 当該開発行為を行う土地の位置及び付近の状況を明らかにした図面

(2) 当該開発行為が建築物その他の工作物の新築、改築又は増築である場合にあっては、当該開発行為を行う土地における当該建築物その他の工作物の位置を明らかにした図面。

(3) その他参考となるべき書類

7 都市計画法に関する記載事項（農林漁業等振興等施設整備事業に関する事項）

該当なし

（注） 特定開発行為若しくは建築行為等（法第5条第11項）に対し、都市計画法に係る特例措置を必要とする場合に記載すること。

また、「（別添3） 都市計画法の特例措置」を添付すること。

（注） 特定開発行為若しくは建築行為等を行う者から都道府県知事への許可申請が別途必要であることに留意すること。

1 特定開発行為を行う場合の概要

開発区域に含まれる土地（※1）	
開発区域の面積	平方メートル
開発の目的、予定建築物の用途	
工事予定年月日	着手 年 月 日 ～ 完了 年 月 日

2 建築行為等を行う場合の概要

建築物の種別（※2）	
建築物を建設しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在（※3）	
建設しようとする建築物、用途の変更後の建築物の用途	
工事予定年月日	着手 年 月 日 ～ 完了 年 月 日

【記入要領】

※1 開発区域内の土地の土地番号（4 活性化事業の実施に関する事項の土地番号）を全て記載すること。

※2 建築物の新築、改築、用途の変更の別を記載すること。

※3 該当する土地の土地番号（4 活性化事業の実施に関する事項の土地番号）を全て記載すること。

（添付書類）

以下の書類を添付すること。

（1）当該農林漁業団体等（個人である場合を除く。）の定款又はこれに代わる書面

（2）当該農林漁業団体等の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書

（これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）

（3）特定開発行為を行う場合には、

① 開発区域（開発行為をする土地の区域）の位置を表示した地形図

② 現況図（a 地形、b 開発区域の境界、c 開発区域内及び開発区域の周辺の公共施設を表示したもの）

③ 土地利用計画概要図（a 開発区域の境界、b 公共施設の位置及びおおむねの形状、c 開発行為に係る建築物の敷地のおおむねの形状を表示したもの）

④ その他参考となるべき書類

（4）建築行為等を行う場合には、

① 付近見取図（方位、建築行為等に係る建築物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の公共施設を表示したもの）

② 敷地現況図（建築行為等に係る建築物の敷地の境界及び当該建築物の位置を表示したもの）

③ その他参考となるべき書類

※ 都道府県知事等の同意手続が無い場合（指定都市等が活性化計画を作成する場合、都道府県が活性化計画を作成する場合（指定都市等と共同で活性化計画を作成しない場合を除く。））にも特例を講じるために必要な書類であることから、同意に際して提出する必要はないが、用意すること。

8 市民農園（活性化計画に市民農園を含む場合）に関する事項

（１）市民農園の用に供する土地（農林水産省令第２条第４号イ、ロ、ハ）

土地の所在	地番	地目		地積（㎡）	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地（※2）	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所	市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	種別（※3）	
上石津町前ヶ瀬上多良入会	2279	田	公園	618	使用貸借	大垣市	大垣市丸の内2丁目29番地	-	-	-	口	-	

（２）市民農園施設の規模その他の整備に関する事項（農林水産省令第２条第４号ハ）（※４）

整備計画	種別（※５）		構造（※６）		建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物								
工作物								
計								

（３）開設の時期（農林水産省令第２条第４号二）

令和9年4月

【記入要領】

- ※１ 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- ※２ 「市民農園整備促進法第２条第２項第１号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- ※３ 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※４ （１）に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※５ 「種別」には（※３）のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※６ 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。
- ※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則（平成２年農林水産省・建設省令第１号）第９条第２項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

9 多面的機能発揮促進事業に関する事項 組織名一覧表

1	牧田地域保全会	16	谷畑2集落協定
2	一之瀬地域保全会	17	田中集落協定
3	多良地域保全会	18	野無坊集落協定
4	いのち育む時の郷	19	祢宜上加竜谷集落協定
5	一色集落協定	20	須谷集落協定
6	ときの輝生産組合	21	入谷集落協定
7	上畑田集落協定	22	岩須集落協定
8	奥久手集落協定	23	上多良小倉集落協定
9	下畑田1集落協定	24	前ヶ瀬平集落協定
10	下畑田2集落協定	25	西山細田集落協定
11	奥第一集落協定	26	下山平岨集落協定
12	奥第二集落協定	27	打上集落協定
13	奥第三集落協定	28	西山北堂木集落協定
14	下川原集落協定	29	右近太郎協定
15	谷畑1集落協定	30	蕨野協定

次ページからは、代表例として 牧田地域保全会を掲載します。

9 多面的機能発揮促進事業に関する事項

組織名：牧田地域保全会（※1）

1 多面的機能発揮促進事業の目標

（1） 現況

本地域は、水資源に恵まれ、良質な米を生産している。今後とも農業振興を図るためには、農業用排水路を適切に保全管理することが必要である。

（2） 目標

（1）を踏まえ、本地域では、地域住民と協力して農業用排水路の清掃等を行うことにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとしている。

2 多面的機能発揮促進事業の内容

（注） 実施する多面的機能発揮促進事業のうち、農用地保全事業に該当する内容のみを記載すればよい。

（1） 多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域（省令第2条第5号口に関する事項）

① 種類（実施するものに○を付すること）

1号事業	
○	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成20年法律第78号。以下「多面法」という。）第3条第3項第1号イに掲げる施設の維持 （農地維持支払交付金）
○	多面法第3条第3項第1号ロに掲げる施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動 （資源向上支払交付金）
2号事業（中山間等地域等直接支払交付金）	
3号事業（環境保全型農業直接支払交付金）	

② 実施区域

多面法（別紙_位置図）のとおり

(2) 活動内容等

① 省令第2条第5号ハの事業（多面法第3条第3項1号の事業）

1) 事業に係る施設の所在及び施設の種類、活動の別

多面法（別紙）「地区の概要」の「1. 活動期間」及び「2. 実施区域内の農用地、施設」並びに「多面法（別紙_位置図）」のとおり

2) 活動の内容

イ 多面法第3条第3項第1号イの活動（※2）

「点検・計画策定」、「事務・組織運営等に関する研修、機械の安全使用に関する研修」、「実践活動」は、（農用地）遊休農地発生防止のための保全管理、畦畔・法面・防風林の草刈り、鳥獣害防護柵等の保守管理（水路）水路の草刈り、水路の泥上げ、水路附帯施設の保守管理（農道）農道の草刈り、農道側溝の泥上げ、路面の維持等

ロ 多面法第3条第3項第1号ロの活動（※3）

資源向上支払（共同）「施設の軽微な補修」農用地の軽微な補修等、水路の軽微な補修等、農道の軽微な補修等、ため池の軽微な補修等、「農村環境保全活動」植栽等の景観形成活動（景観形成・生活環境保全）、「多面的機能の増進を図る活動」農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化

② 省令第2条第5号ニの事業（多面法第3条第3項2号の事業）

1) 農業生産活動の内容（※4）

2) 農業生産活動の継続的な実施を推進するための活動（※5）

③ 省令第2条第5号ホの事業（多面法第3条第3項3号の事業）

1) 自然環境の保全に資する農業の生産方式の内容（※6）

2) 1) の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動内容（※7）

3 省令第2条第5号ヘに関する事項（多面的機能発揮促進事業の実施期間）（※8）

令和4年度～令和8年度

【記入要領】

- ※ 1 組織毎に作成すること。
- ※ 2 多面的機能支払交付金実施要綱別紙 1 の第 5 の 2 の活動計画書のⅡの「3. 活動の計画」の「(1) 農地維持支払」に記載する内容を簡潔に記載すること。
- ※ 3 多面的機能支払交付金実施要綱別紙 1 の第 5 の 2 の活動計画書のⅡの「3. 活動の計画」の「(2) 資源向上支払(共同)」及び「(3) 資源向上支払(長寿命化)」に記載する内容を簡潔に記載すること。
- ※ 4 中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用参考様式第 4 号別紙様式 1 の集落協定「第 3 協定対象となる農用地」に記載する内容を簡潔に記載すること(集落協定に基づく活動を行う場合)。
中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用参考様式第 4 号別紙様式 6 の経営規模及び農業所得調書の「1 経営規模」に記載する内容を簡潔に記載すること(個別協定に基づく活動を行う場合)。
ただし、交付金額に係る記載は不要。
- ※ 5 中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用参考様式第 4 号別紙様式 1 の集落協定「第 4 集落マスタープラン」、「第 5 農業生産活動等として取り組むべき事項」、「第 8 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項」及び「第 9 加算措置適用のために取り組むべき事項」に記載する内容を簡潔に記載すること(集落協定に基づく活動を行う場合)。
中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用参考様式第 4 号別紙様式 7 の「協定農用地の概要」に記載する内容を簡潔に記載すること(個別協定に基づく活動を行う場合)。
- ※ 6 環境保全型農業直接支払交付金交付等要領の共通様式第 3 号の別紙の第 2 の 1 の(2)の活動計画書Ⅳの「1 自然環境の保全に資する農業の生産方式」に記載する内容を簡潔に記載すること。
- ※ 7 環境保全型農業直接支払交付金交付等要領の共通様式第 3 号の別紙の第 2 の 1 の(2)の活動計画書Ⅳの「3 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動の内容」に記載する内容を簡潔に記載すること。

(添付資料)

- (1) 多面法第 3 条第 3 項第 1 号に規定する事業を行う場合は、「多面的機能支払交付金実施要綱」(平成 26 年 4 月 1 日 25 農振第 2254 号農林水産事務次官依命通知)別紙 1 の第 5 の 1 の事業計画書及び 2 の活動計画書
- (2) 多面法第 3 条第 3 項第 2 号に規定する事業を行う場合は、「中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用」(平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 74 号農林水産省構造改善局長通知)参考様式第 4 号の 1 事業計画書及び 2 活動計画書(別紙様式 1)、別紙様式 2～7 のうち事業の申請に必要なもの
- (3) 多面法第 3 条第 3 項第 3 号に規定する事業を行う場合は、「環境保全型農業直接支払交付金交付要領」(平成 23 年 4 月 1 日 22 生産第 10954 号農林水産省生産局長通知)の共通様式第 2 号の事業計画書、共通様式第 3 号の活動計画書

別紙

地区の概要

(注) 以下、(多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払)をそれぞれ(多面支払、中山間直払、環境直払)と一部で表示

1. 活動期間

		活動開始年度 (計画認定年度)	活動終了年度
	農地維持支払	令和4年度	令和8年度
	資源向上支払(共同)	令和4年度	令和8年度
	資源向上支払(長寿命化)	年度	年度
	中山間地域等直接支払	年度	年度
	環境保全型農業直接支払	年度	年度

2. 実施区域内の農用地、施設

協定農用地面積又は認定農用地面積 (※1)										うち遊休農 地面積	
		田		畑		草地		採草放牧地			計
	多面支払	10,903a		125a		a				11,028a	a
	中山間直払	a		a		a					
		傾斜		傾斜		傾斜		傾斜		a	a
取組 面積	環境直払 (※2)	a									

農業施設 (多面支払)	水路	農道	ため池
	8.0km	12.0km	箇所
うち、資源向上支払（長寿命化）の対象施設	km	km	箇所

3. 実施区域位置図 別添「実施区域位置図」のとおり

【記載要領】

※1 多面支払の認定農用地は、集落が管理する農用地を記載する。

※2 環境保全型農業直接支払に取り組む場合は、環境保全型農業直接支払交付金交付等要領別紙第2の1の（2）活動計画書のⅣの4の交付金額の取組面積の合計を記載するものとする。

(別添)

実施区域位置図

組織名称：

■ 1号事業（多面支払）

□ 2号事業（中山間直払）

□ 3号事業（環境直払）

牧田地域保全会



10 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

(注) 権利の移転等を伴う農地転用等の特例を必要とする場合に記載し、別途「所有権移転等促進計画」を作成すること。

該当なし

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※１の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第５条第10項第１号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※２の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第５条第10項第２号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※３の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第５条第10項第３号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※４の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第５条第10項第３号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※５の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※６の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る貸借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※７の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

11 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

活性化計画の目標の達成状況の評価を令和9年度から令和11年度の3年間と定め、以下の方法により行うこととする。

(1) 交流人口の増加・・・計画期間最終年度の翌年度から3年間を検証期間とし、地域の農産物を活用したレストラン、農産物直売所など来園者に地域食材の提供、地域産木材を活かした木工教室や体験農園などの体験施設を整備することにより、区域外からの来園者の増加を確認して評価をする。

(2) 地域産物の販売額の増加・・・整備する直売所やレストランによる地域産物の販売額の増加に着眼し、評価・検証を行う。
既存の特産品販売施設の令和3年度から令和5年度までの売上額の平均値と令和9年度から令和11年度までの整備する直売所、レストランの売上額の平均値の比較により評価を行う。

(3) 地元農産物レストランメニュー開発数・・・新たなメニュー開発について、目標達成状況の検証を行う。

【記入要領】

※1 施行規則第2条第6号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第7条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、交付金交付に係る実施要領の定めるところによるものとする。

農山漁村振興交付金実施要綱(平成28年4月1日付け27農振第2326号農林水産省農村振興局長通知)別紙5の定めるところによるものとする。